

# 札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱

令和 5 年（2023 年）3 月 23 日

経済観光局長決裁

## （通則）

**第 1 条** 札幌市里山魅力アップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規定（昭和 36 年訓令第 24 号。以下「事務取扱規程」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

## （交付の目的）

**第 2 条** 「市街地の周辺にあって、緑が比較的豊かであり、緑を保全し、及び創出しながら市街地周辺にふさわしい土地の活用を図る山地丘陵地域」である里山地域を対象に、森林と農地という里山ならではの資源を活用した、地域の魅力や価値の向上につながる地域主体の取組を支援するため、地域の農林業者や住民等を相互につなぎ、活動をサポートする中間支援団体に対し、補助金を交付する。

## （定義）

**第 3 条** この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中間支援団体／活動

地域に関連する情報共有や意見交換を行う等のネットワーク機能や、地域の農林業者や住民等を相互につなぐコーディネートの機能を有し、情報の提供や相談等、地域の活動をサポートする団体及びその活動をいう。

(2) 多様な主体

地域の町内会や農林業者のほか、地域内外の様々な企業や団体、個人をいう。

## （対象事業）

**第 4 条** この要綱により補助金の交付対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、「自然と人の共生」、「景観保全」及び「街と里山のつながり」をキーワードとし、次の全てに沿った総合的な取組とする。

(1) 農林業の振興

森林や農地を保全・活用することにより、地域の農林業の振興や活性化に資する取組

(2) 地域コミュニティの醸成

町内会と連携し、地域の課題解決や住民同士の結びつきを強めるなど、地域コミュニティの醸成に資する取組

(3) 子どもの自然体験・学習

子どもに里山の自然や文化に触れてもらい、魅力を伝えることで、里山地域の環境や資源を次の世代へつないでいく取組

- 2 対象事業は、次の各号全てを満たすものとする。
  - (1) 環境や人、社会等に配慮した持続可能な取組であること
  - (2) 多様な主体が関われるよう、効果的な情報共有・意見交換の体制をとること。特に町内会に対しては連絡を密にとり、地域住民と共に進める活動となるよう努めること
  - (3) 補助対象期間終了後も自主的に事業を継続・発展させ、引き続き当該地域づくりに関わる意思があること
  - (4) 事業の計画・手法が目的を達成するために適切であり、実現可能であること
- 3 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは対象事業としない。
  - (1) 政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする事業
  - (2) この要綱による補助金のほかに、国又は札幌市を含む地方公共団体及びこれらが出資する公的団体からの補助金、助成金等の交付を受ける事業
  - (3) 本事業の趣旨・目的に沿わない事業で、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な事業、他の事業で実施すべき内容の事業

#### (交付対象者)

**第5条** この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、中間支援団体として前条による対象事業に取り組もうとする法人又は任意の団体で、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 対象事業を主体的に実施し、これに要する経費を負担すること
  - (2) 定款又はこれに準ずる規約等を有すること
  - (3) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
  - (4) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
  - (5) 札幌市内に活動拠点があること
  - (6) 過去3年間に、札幌市内で中間支援活動の実績を有すること
  - (7) 札幌市里山魅力アップ支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）において、交付対象者として選定されていること
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は交付対象者としない。
    - (1) 国、地方公共団体が基本金その他これに準ずる資金を出資する法人又は団体
    - (2) 政治活動、宗教活動を目的とする法人又は団体
    - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
    - (4) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる法人又

は団体

(5) 国税、道税、市町村税等を滞納している法人又は団体

(6) この要綱に基づく補助金を過去に同一の事業対象地域で3年間継続して交付されたことがある法人又は団体

3 第1項第7号において交付対象者の選定を行う委員会は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第1項に基づくものとする。

#### （交付の対象となる経費及び補助金の額）

**第6条** 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業を実施するために必要となる次の各号に定める経費のうち、総合的な見地から適当と判断されるものとする。

(1) 人件費

(2) 賃金

(3) 報償費

(4) 旅費

(5) 需用費

(6) 役務費

(7) 委託料

(8) 使用料及び賃借料

(9) 備品購入費

(10) その他各号に分類されない経費のうち特に必要性が高い経費

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する経費は対象としない。

(1) 行政機関に支出する手数料・消費税及び地方消費税等の公租公課

(2) 事業者の通常の事業活動の維持経費

(3) 食糧費

(4) 他の事業との明確な区分が困難である経費

(5) 事業の趣旨や目的に沿わない経費、公的な資金の使途として社会通念上、不適切又は高額な経費

(6) その他、総合的な見地から不適当と考えられる経費

3 補助金の交付率は、補助対象経費の総額の4分の3以内とする。ただし、備品購入費のみ2分の1以内とする。

4 補助金の交付額は、算出された額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の交付額は、1年度あたり200万円を上限とし、予算の範囲内で札幌市長（以下「市長」という。）が決定する。

#### (補助対象期間)

**第7条** 補助対象期間は、交付決定の日からその年度の末日までとする。

#### (補助金の交付申請)

**第8条** 第5条に基づく交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

2 補助対象期間が複数年度にわたる場合、前項の申請は年度毎に行うものとする。

#### (補助金の交付決定)

**第9条** 前条に規定する交付申請書の提出があったとき、市長はその内容を審査の上、補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 市長が前項の規定に基づき補助金の交付決定を行うときは、本要綱の規定のほか補助金の適正な執行に必要な条件を付することができるものとする。

3 市長が第1項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、その決定内容及びこれに条件を付した場合はその条件を申請者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 市長が補助金の交付を認めない旨を決定したときは、理由を付した補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

#### (申請の取下げ)

**第10条** 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に補助金交付申請取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

#### (補助金の適正かつ効率的な執行)

**第11条** 補助事業者は、法令の定め並びに要綱第9条の交付決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく市長の処分等に従い、善良な管理者の注意をもって交付決定された事業(以下「補助事業」という。)等を行わなければならない。補助金を補助事業以外の用途へ使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行に必要な契約を締結し、又は支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

### (計画変更の承認等)

**第12条** 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第5号)に必要書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更については報告をもって代えることができるものとする。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終わることができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合等、事業期間に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の申請を承認することを決定したときは、計画変更等承認通知書(様式第6号)により、また、承認しないことを決定したときは、理由を付した計画変更等不承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において必要と認められる場合は、第9条の交付決定の内容を変更し、又は条件を付すものとする。

### (補助事業の廃止)

**第13条** 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、事業廃止届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

### (交付決定の取消等)

**第14条** 次の各号に掲げる場合、市長は第9条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 前条に定める事業廃止の届出があった場合
- (2) 補助事業者が、本要綱、別に定める実施要領及び公募要領、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく札幌市長の定め、処分、命令若しくは指示等に違反した場合
- (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の目的に使用した場合
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (5) 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更した場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)又は補助金交付決定変更通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、第18条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用す

るものとする。

- 4 市長は、第1項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (補助事業の状況報告及び調査等)

**第15条** 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出の状況について、市長の要求があったときは速やかに報告しなければならない。

- 2 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、その事務所等に立ち入り、帳簿書類等の調査又は関係者への聴取をすることができる。

#### (補助事業の遂行の命令等)

**第16条** 市長は、前条に基づく補助事業の報告及び調査等により、当該補助事業等が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

- 2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助事業等の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに適合するための措置を指定する期日までにとらない場合、第14条第2項の規定に基づき、補助金の交付の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

#### (補助事業の実績報告)

**第17条** 補助事業者は、補助事業が終了（交付決定の取消を受けたときを含む。）した日（交付決定の取消を受けたときは当該決定の日）から1か月後、又は当該年度の3月31日までのうち早い日までに、事業実績報告書（様式第11号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、事業実績報告書の提出期限について市長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができるものとする。

#### (補助金の額の確定)

**第18条** 前条第1項に定める補助事業が終了した際における事業実績報告書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が第9条の交付決定の内容（第12条第2項に基づく承認をした場合はその承認の内

- 容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項により確定した補助金の額が既に交付した額を超えるときは確定した額に対する不足額を交付し、確定した補助金の額が既に交付した額に満たないときは、期限を定めてその満たない額の返還を命ずるものとする。

#### (是正のための措置)

- 第19条** 市長は、第17条の規定による補助事業の終了(交付決定の取消を受けたときを含む。)に関わる事業実績報告書の提出があった場合において、補助事業等の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずるものとする。
- 2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

#### (補助金の交付)

- 第20条** 市長は、第18条の規定による補助金の額の確定通知後、速やかに補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、当該事業の完了前に補助金を交付することが適切であると市長が認めるときは、交付決定の後に概算額を交付することができるものとする。ただし、概算額の交付は1回までとし、補助金額の60%を上限とする。
- 3 補助事業者は、前項により概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書(様式第13号)を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の申請が適当と認められる場合には補助金概算払決定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

#### (補助金の経理)

- 第21条** 補助事業者は、補助事業に係る経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

#### (財産管理)

- 第22条** 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

**（取得財産の処分の禁止等）**

**第 23 条** 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、その台帳を整備し、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

**（公表義務）**

**第 24 条** 補助事業者は、補助事業の実施にあたり、当該事業が本要綱による補助金の対象である旨を公表するものとする。

**（電磁的方法による提出）**

**第 25 条** 補助事業者は、事務取扱規程及び本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他札幌市に提出するものについては、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 市長は、事務取扱規程及び本要綱の規定に基づく通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等を発出することができる。

**（施行細目）**

**第 26 条** この要綱の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。



## 札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱 様式一覧

- (様式第 1 号) 補助金交付申請書
- (様式第 2 号) 補助金交付決定通知書
- (様式第 3 号) 補助金不交付決定通知書
- (様式第 4 号) 補助金交付申請取下書
- (様式第 5 号) 計画変更等承認申請書
- (様式第 6 号) 計画変更等承認通知書
- (様式第 7 号) 計画変更等不承認通知書
- (様式第 8 号) 事業廃止届
- (様式第 9 号) 補助金交付決定取消通知書
- (様式第 10 号) 補助金交付決定変更通知書
- (様式第 11 号) 事業実績報告書
- (様式第 12 号) 補助金の額の確定通知書
- (様式第 13 号) 補助金概算払申請書
- (様式第 14 号) 補助金概算払決定通知書

(様式第1号)

年 月 日

札幌市長 様

住所（所在地）〒

申請者  
代表者氏名

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付申請額  
金 \_\_\_\_\_ 円（※千円未満切り捨て）
- 3 事業期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 事業計画書  
別添のとおり

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

(補助事業者名) 様

札幌市長

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度札幌市里山魅力アップ支援事業については、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象事業費及び補助金額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象事業費が変更された場合における補助金額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象事業費	金		円
補助金額	金		円
- 3 補助金は事業終了後、確定された金額を交付する。
- 4 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 補助条件は次のとおりとする。
  - (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること
  - (2) 補助金は、目的以外に使用しないこと
  - (3) 概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書を提出すること
  - (4) 事業終了後は、別に定める期日までに事業実績報告書を提出すること
- 6 補助事業者は、札幌市補助金等の事務取扱に関する規定（昭和36年訓令第24号）及び札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱、別に定める実施要領及び公募要領等、関係する規定に従わなければならない。
- 7 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、補助事業者は状況について報告しなければならず、市長は、調査又は関係者への聴取をすることがある。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

(事業者名) 様

札幌市長

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度札幌市里山魅力アップ支援事業については、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付しない理由

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第4号)

年 月 日

札幌市長 様

住所(所在地) 〒

補助事業者  
代表者氏名

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金交付申請取下書

年 月 日付け札農政第 号で交付の決定を受けた 年度札幌市里山魅力アップ支援事業について、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付の申請を取り下げます。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定通知書の日付及び番号  
年 月 日付け札農政第 号
- 3 補助金の交付の申請を取り下げる理由

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 5 号)

年 月 日

札幌市長 様

住所（所在地）〒

補助事業者  
代表者氏名

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 計画変更等承認申請書

年 月 日付け札農政第 号で交付の決定を受けた 年度札幌市里山魅力アップ支援事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき申請します。

記

事業名	
変更となる内容	
変更する理由	

添付書類

•

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第6号)

第 号  
年 月 日

(補助事業者名) 様

札幌市長

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 計画変更等承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度札幌市里山魅力アップ支援事業に係る計画変更等については、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 変更となる内容
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費		補助金額	
変更前	変更後	変更前	変更後
円	円	円	円

- 4 補助条件は次のとおりとする。

注1 新たな補助条件が生じない場合は4を削除する。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第7号)

第 号  
年 月 日

(補助事業者名) 様

札幌市長

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 計画変更等不承認通知書

年 月 日付で承認申請のあった 年度札幌市里山魅力アップ支援事業に係る計画変更等については、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 承認しない理由

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。



(様式第 8 号)

年 月 日

札幌市長 様

住所（所在地）〒

補助事業者  
代表者氏名

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 事業廃止届

年 月 日付け札農政第 号で交付の決定を受けた 年度札幌市里山魅力アップ支援事業について、下記のとおり廃止しますので、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき届け出ます。

記

事業名	
廃止をする理由	
事業実施状況	

添付書類

・

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第9号)

第 号  
年 月 日

(補助事業者名) 様

札幌市長

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け札農政第 号で交付決定した 年度札幌市里山魅力アップ支援事業について、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

また、この交付決定の取消に伴い、既に交付されている補助金を下記により返還していただきますので、併せて通知します。

記

1 事業名

2 取り消した交付決定の内容

補助対象事業費	金	円
補助金額	金	円
うち交付済み金額	金	円 (返還額)

3 理由

4 補助金の返還について

返還額 円について、年 月 日までに別添の納入通知書により返還してください。

注1 返還が生じない場合は、本文の「また～」以下及び4を削除する。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第10号)

第 号  
年 月 日

(補助事業者名) 様

札幌市長

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け札農政第 号で交付決定した 年度札幌市里山魅力アップ支援事業について、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を変更しましたので通知します。

記

1 事業名

2 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費		補助金額	
変更前	変更後	変更前	変更後
円	円	円	円

3 理由

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 11 号)

年 月 日

札幌市長 様

住所（所在地）〒

補助事業者

代表者氏名

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 事業実績報告書

年 月 日付け札農政第 号で交付の決定を受けた 年度札幌市里山魅力アップ支援事業の実施結果について、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業期間
- 3 事業の実施結果 別紙のとおり
- 4 事業に要した経費の状況

	計画	実施
補助対象事業費	円	円
補助金額	円	円

- 5 添付書類

・

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第12号)

第 号  
年 月 日

(補助事業者名) 様

札幌市長

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度札幌市里山魅力アップ支援事業については、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定します。

また、この額の確定に伴い、既に交付されている補助金の一部を下記により返還していただきますので、併せて通知します。

記

1 事業名

2 補助金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金精算額

交付済み概算払額 金 \_\_\_\_\_ 円

補助金精算額(交付・返還) 金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金の一部返還について

額の確定に伴い、交付済み額が確定額を超過していますので、超過交付額 \_\_\_\_\_ 円について、年 月 日までに別添の納入通知書により返還してください。

注1 返還が生じない場合は、本文の「また～」以下及び4を削除する。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第13号)

年 月 日

札幌市長 様

住所（所在地）〒

補助事業者

代表者氏名

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金概算払申請書

年 月 日付け札農政第 号で交付の決定を受けた 年度札幌市里山魅力アップ支援事業について、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり概算払を受けたいので申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金額                    金                    円
- 3 概算払申請額                金                    円（※補助金額の60%以下）
- 4 申請の理由

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 14 号)

第 号  
年 月 日

(補助事業者名) 様

札幌市長

年度 札幌市里山魅力アップ支援事業 補助金概算払決定通知書

年 月 日付けで概算払申請のあった 年度札幌市里山魅力アップ支援事業について、札幌市里山魅力アップ支援事業補助金交付要綱第 20 条の規定に基づき、下記のとおり概算払をすることに決定したので通知します。

なお、補助金は、概算払として本通知書の送付日から 30 日以内に交付します。

記

1 事業名

2 概算払額 金 円

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる